

平成28年 第2回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年1月29日（金）午後1時30分から午後2時20分まで

2. 開催場所 田沼中央公民館 3階展示室

3. 出席委員 (26人)

会長	27番	杉山 忠
委員	1番	森下憲一
委員	2番	新井藤市
委員	3番	亀田文昭
委員	4番	小林秀秋
委員	5番	福田フミエ
委員	6番	志賀喜一
委員	7番	木村弘一
委員	8番	松本信行
委員	9番	藤倉義雄
委員	10番	島田一男
委員	11番	丸山 勤
委員	12番	岩上良雄
委員	13番	島田正実
委員	14番	相良 昇
委員	15番	尾花 收
委員	16番	桂 正次
委員	17番	樋下田政義
委員	18番	新井 勉
委員	19番	小堀幸雄
委員	20番	飯島誠治
委員	21番	田中 茂
委員	22番	京谷博次
委員	23番	兵藤 勇
委員	25番	立川勝美
委員	26番	高橋 功

4. 欠席委員 (1人)

24番 大関千代子

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号、報告第2号について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第6号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農用地利用配分計画の決定について

6. 農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定に基づく出席要求による出席者

産業文化部農政課農政係 主事 齋藤康祐

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 埴本隆男

農地調整係 係長 丸山俊樹

主査 黒田和美

主査 榎田俊幸

主事補 桑子豪敏

8. 会議の概要

事務局長	ただいまから、平成28年第2回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議長	開会に先立ち、事務局長をして本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。
事務局長	事務局長、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、26名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号24番 大関千代子委員の1名でございます。
議長	ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は26名であります。

したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立をいたします。

ただいまから、平成28年第2回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号9番 藤倉義雄委員、議席番号19番 小堀幸男委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の榎田俊幸主査、桑子豪敏主事補を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号、報告第2号であります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成28年1月29日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成28年1月29日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議をいただく案件は、議案第1号から議案第6号でございます。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成28年1月29日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第1号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」

を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成28年1月29日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号について、調査班、お願いします。

調査班

4条77番について報告します。

本申請は、農家住宅の敷地を拡張するため転用したいという案件です。

本案件は、すでに転用されており、始末書が提出されております。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑と宅地」、東は「畑」、西は「市道幅員5m」、南は「市道幅員5m」、北は「宅地」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、水路へ放流、雨水は敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です

立地基準は、転用目的が農家住宅敷地拡張であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

4条78番について報告します。

本申請は、櫛を植林するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「認定外道路幅員2m」、西は「原野」、南は「宅地」、北は「雑種地」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。

立地基準は、農地法第4条第2項第2号「周辺の土地に立地することが

できない（代替地が無い）場合」に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなつており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

議長

す。ありがとうございます。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号について、許可相当と決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。よって、議案第2号については、許可相当という意見を付して、栃木県農業会議常任議員会議に諮問し、許可相当の答申書を受理した後、許可することに決定をいたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成28年1月29日提出 佐野市農業委員会会長。

（議案第3号 朗読し説明）

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号について、調査班、お願いします。

調査班

5条409番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備を設置するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「宅地」、西は「認定外道路幅員3m」、南は「市道幅員5m」、北は「北関東自動車道」です。

排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。

立地基準は、農地法第5条第2項第2号「周辺の土地に立地することができない(代替地が無い)場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の「第2種農地又は第3種農地において再生可能エネルギー発電設備を設置する場合には、当該設備の設置主体によらず農地法の規定による農地転用許可を受けて設置可能」という取扱いに該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。5条410番について報告します。

本申請は、太陽発電設備を設置するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「田」、西は「市道幅員3m」、南は「学校用地」、北は「認定外道路幅員1m」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準及び立地基準は5条409番での説明と同様です。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。5条411番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備を設置するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「県道幅員10m」、西は「青地」、南は「田」、北は「認定外道路幅員2m」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準及び立地基準は5条409番での説明と同様です。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

5条412番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備を設置するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「県道幅員12m」、西は「宅地と畑」、南は「畑」、北は「市道幅員3m」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準及び立地基準は、5条409番での説明と同様です。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号について、許可相当と決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第3号については、許可相当という意見を付して、栃木県農業会議常任議員会議に諮問し、許可相当の答申書を受理した後、許可することに決定をいたしました。

次に、議案第4号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

平成28年1月29日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。議案第4号 1. 利用権設定関係の25頁21番について、議席番号18番 新井 勉委員が、議事参与の制限に該当します。議案を分割して審議させていただきます。ご了承をお願いいたします。

議案第4号 1. 利用権設定関係の25頁21番について審議いたします。新井 勉委員の退室をお願いいたします。

(新井 勉委員 退室 14:08)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第4号 1. 利用権設定関係の25頁21番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第4号 1. 利用権設定関係の25頁21番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。新井 勉委員の入室をお願いします。

(新井 勉委員 入室 14:09)

続きまして、議案第4号 2. 所有権移転関係の26頁3番について、議席番号2番 新井藤市委員が、議事参与の制限に該当します。議案を分割して審議させていただきます。ご了承をお願いいたします。

議案第4号 2. 所有権移転関係の26頁3番について審議いたします。新井藤市委員の退室をお願いいたします。

(新井藤市委員 退室 14:10)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第4号 2. 所有権移転関係の26頁3番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第4号 2. 所有権移転関係の26頁3番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。新井藤市委員の入室をお願いします。

(新井藤市委員 入室 14:11)

次に、議案第4号 1. 利用権設定関係の25頁21番、2. 所有権移転関係の26頁3番以外の案件について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第4号 1. 利用権設定関係の25頁21番、2. 所有権移転関係の26頁3番以外の案件については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって議案第4号 1. 利用権設定関係の25頁21番、2. 所有権移転関係の26頁3番以外の案件は、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について」、議案第6号「農用地利用配分計画について」は関連がございますので一括して議題といたします。議題に入る前にご報告申し上げます。本議案の説明員として、佐野市産業文化部農政課農政係 齋藤康祐主事が出席しておりますので、ご紹介いたします。

(齋藤主事 自己紹介)

事務局及び農政課をして議案第5号、議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

平成28年1月29日提出 佐野市農業委員会会長。

議案第6号 農用地利用配分計画について、このことについて、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

平成28年1月29日提出 佐野市農業委員会会長。

説明員

(議案第5号 朗読し説明)

(農政課)

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局、農政課の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第5号、議案第6号について承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第5号、議案第6号について承認することに決定をいたしました。

さて、お手元にお配りいたしました、常任議員会議諮問議案をご覧ください。前回の定例会において議決し、栃木県農業会議に諮問した案件でございますが、すべて許可相当との答申を得ましたので、他法令との調整がついたものにつきましては、会長専決にて許可書の交付をしたことをご報告いたします。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。平成28年第2回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

14時20分閉会